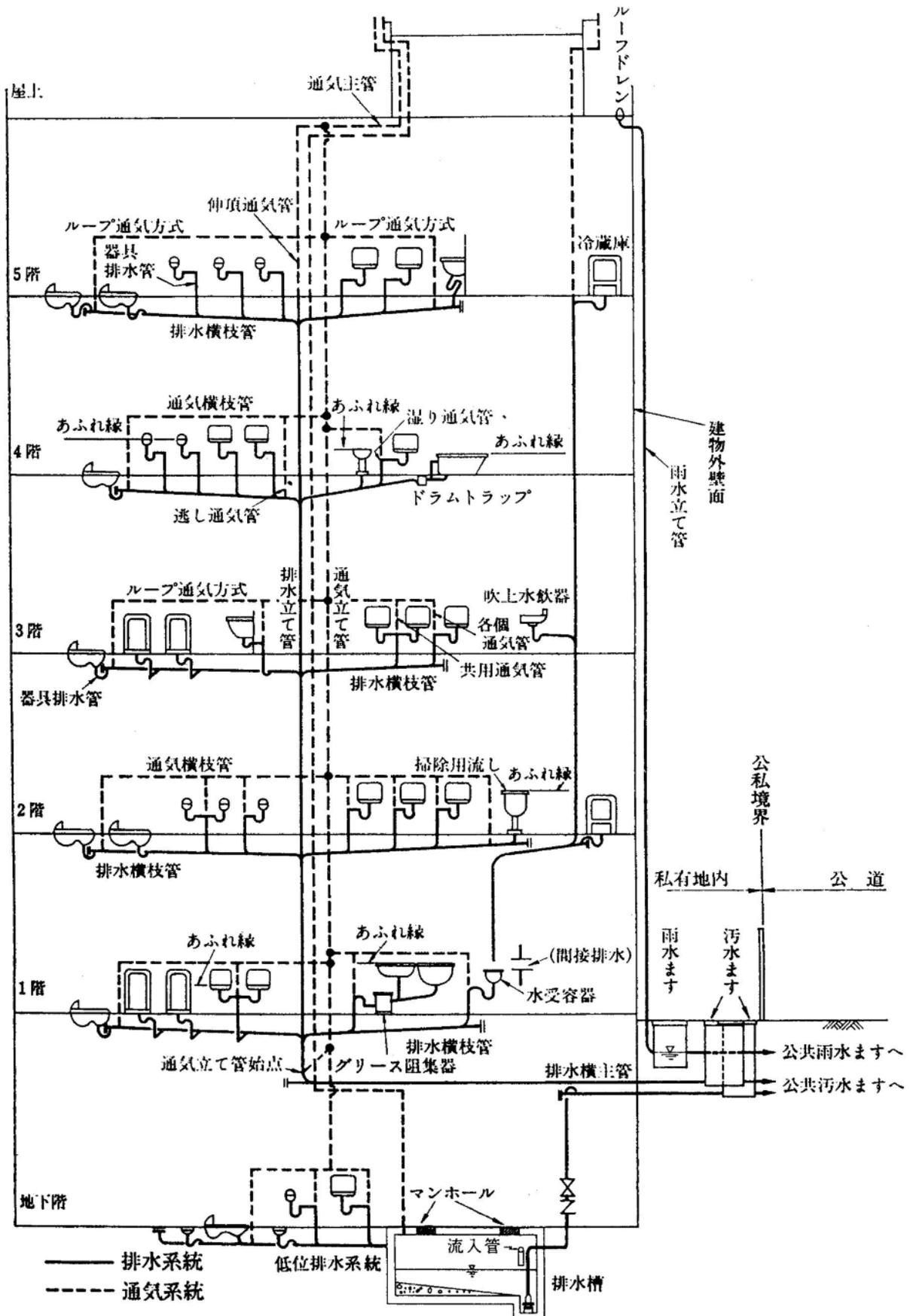


図4-1-2 排水設備の例（分流式：高層建物）
 （下水道排水設備指針と解説－2016年版－）



注 排水槽からの通気管は単独配管とする。

第2節 事前調査

§ 1. 一般的な事前調査

排水設備工事の計画、設計に先立ち、排水設備を設置する現地の次の事項を調査し、施主との協議、確認を行います。

- ① 下水道の有無、供用開始の公示の有無
- ② 下水道の排除方式（合流式、分流式）の別
- ③ 敷地周辺の道路（公道、私道）の状況、隣接地との境界
- ④ 土地及び建物等の所有権又は、占有権の権利関係
- ⑤ 建物の用途、既設排水設備の有無
- ⑥ 事業場排水の有無

① 下水道の有無、供用開始の公示の有無について

現地又は下水道台帳により、施工場所に排水設備を接続する公共下水道が設置（施工中を含む）されているか、また処理可能な区域となっているかを調査確認する。

② 下水道の排除方式（合流式、分流式）の別

豊橋市の公共下水道は、合流式と分流式の両方式が採用されている。よって、排水設備を設置する場所が合流式か、分流式かを、下水道台帳等により調査し、その排除方式に従って排水設備を計画、設計する。

なお地域下水道は、分流式のみである。

③ 敷地周辺の道路（公道、私道）の状況、隣接地との境界

公道及び隣接地との境界を現地、公図等で調査し確認する。公道の側溝の有無、構造等を調査し、敷地内の雨水排除方式を選定する。私道の場合には、排水設備の範囲であり、その施工及び維持管理は、設置者又は使用者が行う。

④ 土地及び建物等の所有権又は、占有権の権利関係

排水設備を設置するにあたり、その土地及び建物等の権利者を調査する。次項のような場合は、権利者の同意を得て、後年にトラブルを残さないためにも、当事者間で同意書又は契約等を締結することが望まれる。

ア. 他人所有の土地又は建物等に排水設備を設置する場合。

- イ．他人が設置した排水設備に接続する場合。
- ウ．共有の土地又は建物等に単独で排水設備を設置する場合。
- エ．共同で排水設備を使用する場合の維持管理。

⑤ 建物の用途、既設排水設備の有無

建物の用途、排水の種類を調査し、また既設建物の新規接続や増改築の場合は、既設の排水設備が利用できるか、その排水系統、構造等をしゅん工図又は現地で調査する。また取付管もしくは接続ますの有無、構造等を調査し、これを利用するように排水系統を考慮する。

⑥ 事業場排水の有無

建物からの排出する排水が家庭污水以外の事業場排水の場合は、原則として特別の届出を必要とする他に、その事業場で公共下水道へ排出できる水質基準以下に浄化しなければならない。

水質規制の問題は、専門的で難しいことが多いので、一般家庭以外の汚水を排出する場合には「下水道施設課 水質管理グループ 豊橋市神野新田町字中島 75-2（中島処理場）」で指導、指示を受けて行うこと。

§ 2. 技術的な事前調査

排水設備工事の計画、設計に際しては、排水設備の基本計画、下水道との関係並びに敷地内の地形及び障害物など技術的な事項について、事前に調査しておかなければならない。

排水設備の技術的な事前調査は、一般的に測量と合わせて行われるが、その主なものは表 4-2-1 の通りである。

表右欄の下水道への取り付け又は敷地内の配管等を検討し決定するためには、左欄に列記する事項を調査しなければならない。

また従来 of 流出下水量が著しく変わる場合は計画汚水量の確認が必要となる。

表 4-2-1 技術的な事前調査

調査結果により検討・決定するもの 調査事項		下水道への取付				宅地内への配管		
		取付の可否	取付管の大きさ(又は排水区)	取付管の深さ(接続ますの深さ)	取付位置	配管の経路	勾配	排水管の大きさ
基本計画	排水面積		○					○
	建築の規模と用途		○					○
	造成計画		○		○	○	○	○
下水道	本管の大きさ	○	○					
	本管の深さ	○		○	○	○		
	本管の埋設位置及びマンホールの位置	○			○	○		
地形	宅地内の地形				○	○	○	
	宅地の奥行き	○					○	
	公道と宅地との高低差	○		○	○	○		
	水路(宅地境界付近)	○		○	○	○		
障害物	擁壁、石積み	○		○	○	○		
	地下埋設(宅地内)ガス管、水道管等				○	○		
	その他(宅地内)樹木、電柱、石等				○	○		
	地下埋設(公道)ガス管、水道管等	○		○	○			

○印は、必要な調査事項を示す。